

令和4年度第3回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和4年8月8日(月)
18:30～20:30
場 所 生涯学習プラザ 401大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
 専門部会報告等について 【資料1-1】
【資料1-2】
- 3 協議事項
 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する教育委員会への提言について 【資料2-1】
【資料2-2】
【資料2-3】
- 4 その他
- 5 閉会

令和 4 年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月17日	○						
2	幸市民館	6月26日	○						
3	中原市民館	8月3日	○						
4	高津市民館	6月23日	○						
5	宮前市民館	6月28日	○						
6	多摩市民館	6月17日	○						
7	麻生市民館	8月18日	-						
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月26日	○						
9	図書館	7月1日	○						
10	日本民家園	5月21日	○						
11	青少年科学館	6月17日	○						
12	青少年教育施設	未定	-						

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	第1回 川崎市社会教育委員会議 中原市民館専門部会
開催日時	令和4年8月3日(水) 10:00~11:40
場所	中原市民館 第1会議室
出席者	<p><委員> 菊地委員、梶川委員、但野委員、滝沢委員、鈴木委員、木村委員 (欠席者2名 中道委員、日吉委員)</p> <p><事務局> 石川館長、船津係長、小栗係長、大久保主任</p>
議事項目	<p>(1) 部会長・副部会長の選出について</p> <p>(2) 市民館の管理運営について</p> <p>(3) 社会教育振興事業について</p> <p>(4) 令和4・5年度の調査審議について</p>

決定・確認事項

- (1) 部会長・副部会長の選出について
部会長は鈴木委員、副部会長は菊地委員に決定
- (2) 市民館の管理運営について
・事務局が説明し了承
- (3) 社会教育振興事業について
・事務局が説明し了承
- (4) 令和4・5年度の調査審議について
・調査研究テーマについて、次回以降も引き続き議論する

主な意見

- ・コロナ禍もあるが、今年度の事業は以前と同様に実施するのか。(感染状況を注視し、臨機応変に対応する必要があると考えている。)
- ・短期の学級が多いが、市民の関係性を築く試みにつながっているか。(市民自主事業につながった事例もある。)
- ・アウトリーチなどの話もあるが、地域の中での講座はどのようにしているのか。(市内学校の協力を得て、学校を会場にしたり、生涯学習財団と連携して、生涯学習プラザを会場に講座を実施するなどしている。)
- ・まちづくりのことが気になっている。子どもたちや地域の人と考える機会があると良いと思う。
- ・中原区の地域を見学するなど、見て学ぶ機会があると良いのではないか。
- ・活動報告書には、各市民館の過去のテーマが掲載されているが、「子ども」というキーワードが出ているのは中原市民館のみ。中原らしいと思う。
- ・令和7年度からは中原市民館も指定管理者制度に移行する予定だと聞いている。その前に専門部会として、市民館の良さをきちんと総括しておくことが必要ではないか。

その他

特になし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和4年度第1回 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会
開催日時	令和4年7月26日（火）14時から16時まで
場 所	有馬・野川生涯学習支援施設2階フリースペース
出席者	<p>〈委員〉小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、伊藤昇、津田知充、永野勝、鴨志田由美、本田明子、野島隆行</p> <p>〈事務局〉齊藤館長・岸本課長補佐（宮前市民館）</p> <p>（指定管理者）境館長、山口東京営業部シニアディレクター（アクティオ株式会社）</p> <p>〈その他〉紺野担当係長、豊本担当係長（教育委員会生涯学習推進課）</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状伝達 2 委員・職員紹介 3 資料確認等 4 川崎市社会教育委員会議「有馬・野川生涯学習支援施設専門部会」について 5 正副部会長の互選について 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）令和3年度管理運営事業・収支報告について （2）令和4年度事業・収支報告について （3）「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について （4）その他 次回、第2回有馬・野川生涯学習支援施設専門部会の開催日程について

決定・確認事項

- 5 宮前市民館専門部会 正副部会長の互選について
 - ・部会長 小倉敬子委員、副部会長 生駒みを委員に決定した。
- 6 報告事項
 - （1）令和3年度管理運営事業・収支報告について
 - （2）令和4年度事業・収支報告について
 - 境 有馬・野川生涯学習支援施設館長から報告・説明。
 - （3）「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について
 - 教育委員会生涯学習推進課 紺野担当係長、豊本担当係長から報告・説明。
 - （4）その他
 - ・次回、第2回有馬・野川生涯学習支援施設専門部会の開催日時 11月8日（火）午後2時～

主な意見

6 報告事項

(1) 令和3年度管理運営事業・収支報告について

特になし。

(2) 令和4年度事業・収支報告について

昨年の専門部会で話が出ていた、「ノルディックウォーキング」が加わって良かった。是非、参加者が集まってほしい。

(3) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について

アリーノは市民活動団体の自主運営で自由に使える場所がある。アリーノについては知られていないことも多いが、教育委員会としてはプラスの面を取り入れて参考にしてほしい。地域のコミュニティは市民館であるべきだと思っている。

その他

なし

「考え方中間取りまとめ」関係団体説明一覧

資料 1 - 2

社会教育会議専門部会の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	市民館 関係団体	教育文化会館 専門部会	2月20日	・労働会館の工事はいつから始まるのか。
2	市民館 関係団体	幸市民館専門 部会	1月23日	・これから未だ検討ということだが、かなり大々的な変換というように感じた。 ・飲食が可能になったことはおどろきだ。なぜ今まで飲食ができなかったのか。市民ニーズを捉えてそうしたのか。 ・個人利用が可能になるということにもおどろいた。市民館は個人というよりもまちづくり(つながりづくり)に重きを置いていたと思う。大きな転換があったのか。 ・説明資料に示されている「市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築」をしっかりやってほしい。 ・民間活用や指定管理制度を否定するのではなく、そうした制度を、よりよい形で活用することが重要だと思う。
3	市民館 関係団体	中原市民館専門 部会	2月20日	・指定管理者制度は難しいと思っている。こども文化センターが指定管理者になり、運営を指定管理者に任せるときに、市の職員が地域の人と結びついて、経験を積み、企画をするという社会教育を経験する場を失った。 ・市の職員が経験を積む場は今後も大切にしてほしい。
4	市民館 関係団体	高津市民館専門 部会	2月12日	・質問・意見無し
5	市民館 関係団体	宮前市民館専門 部会	2月20日	・民間活用により事業サービスを拡充するのであれば、菅生分館と向ヶ丘出張所に図書館の返却ポストを設置してほしい。 ・菅生分館と向ヶ丘出張所においても、民間活用により図書館機能を導入するなど、サービスの拡充を図っていただきたい。
6	市民館 関係団体	多摩市民館専門 部会	2月26日	・意見、質問なし

「考え方中間取りまとめ」関係団体説明一覧

7	市民館 関係団体	麻生市民館専 門部会	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「民間活力の更なる活用の検討」とあるが、窓口が業務委託になって、職員さんが窓口にいなくなり、市民とのコミュニケーションが取りにくくなった。職員が忙しいのはわかるが、市民のニーズを把握するには、市民と接することが重要である。 ・他都市の指定管理者による運営をみると、講座が横並びの運営だったり、自治体側のノウハウがなくなったり、理想とかけ離れたものになり、不安に思っている。また、民間事業者の評価が、社会教育の部分で適正にできるのかも不安である。
8	市民館 関係団体	有馬・野川生 涯学習支援施 設専門部会	3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースペースの考え方は大変良いと思う。「街の広場」の取組が進んでいる中で、市民館は広場となれていないように思う。
9	図書館 関係団体	図書館専門部 会	2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館専門部会で事前に話をしてほしかった。 ・行政についての勉強する機会を作ってほしかった。 ・単純に経費削減をするためのものではないことは資料の説明を受けて分かったが、指定管理者や委託にもそれぞれのメリット・デメリットがあるため、そこを踏まえてほしい。 ・個々の地域で活躍している取組・人材を吸い上げ連携させることが必要。個別の力では限りがある。個々のものをまとめていく機能と交流の必要性がある。 ・指定管理者と行政の連携、話し合いの場、評価等はあるのか。丸投げになってしまわないか。そういった仕組みはどうなっているのか気になる。 ・現在の図書館の苦労は理解している。市民の一人として支えていと思っている。民間活用というが、それは市民を活用するという事も考えてほしい。 ・もっと話し合う場が欲しい。考え方の策定を遅らせられないのか。 ・平成26・27年度の過去の社会教育委員の研究報告書で、当面指定管理者制度は必要ないと結論付けている。こういったこともしっかり理解してほしい。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

社会教育委員会議専門部会の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	市民館 関係団体	教育文化会館 専門部会	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> 市民館に指定管理者制度が導入されると直営の職員はいなくなるのか。 直営の職員用の事務室はないのか。 利用料金はどうなるのか。
2	市民館 関係団体	幸市民館専門 部会	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> 民間の力は否定しないが、市直営と比べて悪化している事例もある。 指定管理者の業務はきちんと管理出来るのか。 民間業者は運営ノウハウを含め、きちんと出来るのか。 振興事業は昭和24年からの歴史がある。仕様にきちんと盛り込み、歴史を継続してもらいたい。
3	市民館 関係団体	中原市民館専 門部会	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 業務要求水準とあるが、どの位の水準を目指すのか。 市がマネジメントを行うとのことだが、市とはどこを指すのか。
4	市民館 関係団体	高津市民館専 門部会	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 他市の状況をしらべているのか。 ミュージアムは指定管理となり、文化財が水没してしまった。危機対応はできるのか心配である。 高津市民館は良い事業をしてきている。振興事業のノウハウは継続されるのか。 民間はやはり不安である。高津市民館のホールを利用した際に、市の人は丁寧に対応してくれたが、委託になってから「ここまでしかできない」という事が多くなった。 指定管理をいれたが失敗して直営に戻した話もよく聞く。
5	市民館 関係団体	宮前市民館専 門部会	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> 具体的にどのような業者が入るのか。 指定管理者の業務はきちんと管理出来るのか。 振興の人がやっていることをきちんと管理できるのか。 この市民館に愛着を持つ市民もいる。市民館の事業がおろそかになるのではないか。 指定管理にする意味が分からない。新たなニーズがあるのなら人を増やせばよいのではないか。 平成17年の区の併任の際も立ち会ったが、最初はごちなかつた職員がきちんと対応できるようになる様を目の当たりにしてきた。反対ありきではなく、民間活力がうまく作用するためのノウハウなどが活用できる仕様にしてほしい。
6	市民館 関係団体	多摩市民館専 門部会	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育振興事業は参加者数だけではない。参加者数が少なくても必要なものはある。 市民館の職員は残らないのか。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

7	市民館 関係団体	麻生市民館専 門部会	8月18日	未実施
8	市民館 関係団体	有馬・野川生 涯学習支援施 設専門部会	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理の導入の件で予算・人件費のメリットはあるか。 ・人件費削減は問題である。 ・指定管理者の業務を受ける側としては、指定管理料の算定を適正に行って頂きたい。 ・社会教育指導員はどうなるのか。 ・指定管理者制度導入の際には、館だけではなく、利用者連絡会などで、一緒に考えていく場が欲しい。 ・市民館・図書館なども憩いの場やたまり場としての役割を果たしてほしい。 ・若い人の呼び込みや、利用率の減少はどう考えるか。 ・指定管理者の選定方法はどうか。金額のみで決めないでほしい ・市民とは連携が切れないようにしてほしい。 ・保護者の利用がきっかけで子どもが使う事例もある。子育て世代の意見を聞いてほしい。 ・親のフリースペース的なものは想定してもいい。 ・このご時世、指定管理者制度が導入されるのは自然な流れだと思う。行政にはこれらのニーズをしっかりと受け止めて欲しい。 ・生涯学習施設は、地元への愛着をどう育てていくかが課題である。
9	図書館 関係団体	図書館専門部 会	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜこれほど策定を急ぐのか。もうちょっと時間をかけるべきである。 ・パブコメの内容について教えてほしい。 ・指定管理者制度を図書館に導入する事によってどのような効果があるのか、市民の意見を踏まえてまとめてもらいたい。 ・指定管理者を入れるかどうかの段階で広く広報して皆さんの意見を聴くなりすべきだった。 ・今の状態でも市の職員は目一杯である。現場の市職員がどうなるのかということも説明してほしい。また、現場の職員はどう考えているのかということも聞きたい。 ・現場の有資格者が、指定管理が入ることによって他部署に異動するのはもったいない。 ・図書館の指定管理者制度導入については、成功例もあれば失敗例もあると思う。特に失敗例を精査してもらい間違いのないよう、図書館に精通した職員に、内容等を決めていただきたい。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

市民館・図書館関係団体の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	教文 関係団体	川崎区市民活動コーナー運営委員会	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> 施設名の表記としてカッコしてサンピアンとするなどして、分かりやすくすべきでは。 市民活動コーナー利用団体が活動する上で使用する道具については、新施設においても同様に保管したい。 ロッカースペースは現在使用しているものをそのまま置きたい。 市民活動コーナーの予約方法はか分かりにくい。新施設の利用では予約方法を検討してほしい。
2	教文 関係団体	川崎区PTA連絡協議会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者になっても教育や文化の分野に税金を使ってほしい。 飲食できることはありがたい。 指定管理者になって税金を使った支出を増やすようなことの無いようにしてほしい。 広報はワークショップで快活な意見があったが、これを具現化できるか区民は期待している。 この施設が好きな人の声だけにならないようにしてほしい。 Wi-Fiは設置されるのか。 印刷機は設置されるのか ロッカースペースはどの程度の大きさなのか。
4	教文 関係団体	川崎区地域教育会議	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> これまでワークショップなどで区民の意見を聞いてきたが、素案に反映されていると思う。 労働会館は暗い。 レベルの高い取り組みを求めているので、上手いけば直営よりもよくなると思うが、対応できる事業者がいるのか心配している。 どれだけチェック機能が働くか。労働会館は、5年であれば上手いかなければ変えることもできる。指定管理者の能力やマンパワーに丸投げするのではなく、市がスキルアップを行いながら市民を含めた3者で連携していくことが必要だと思う。 地域の要望を入れていかないと進まないと思う。民間による接客によりサービスが向上すると良い。 指定管理で能力の高い資質のある業者になればよいが、全て任せるとはならず、市民も参画する仕組みを作っていくことで、継続した施設運営につながる。
3	教文 関係団体	川崎区文化協会	7月6日	<ul style="list-style-type: none"> 労働会館に指定管理者制度が入った際には、お願いしづらい状況となったと感じている。 労働会館と教育文化会館が一つになると施設の稼働率はとても高いものになるだろう。 新しい施設はどこでも開館当初は人もいっぱい来るが、時間の経過とともに稼働率も減ってくる。能楽堂がそうになっている。今回、民間の活力を活用して稼働率も上げていくということだろう。役所では難しい領域も対応可能になるはず。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

5	教文 関係団体	川崎市町内会 連合会	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者により運営するにあたり、1年間を通して特定の団体に対して貸出をすることはやめてもらいたい。 ・現在の教文の跡地はどうなるのか。
6	教文 関係団体	教文サークル 連絡会	7月30日	書面開催
7	市民館 関係団体	川崎市地域女 性連絡会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースは予約制でないと同じ人がずっと利用してしまう懸念がある。浮浪者の利用なども心配である。 ・オープンスペースは予約しないが、市民活動コーナーは事前に予約をして使用することになる。現状の使い方を踏まえて検討して欲しい。 ・川女連は事務所を拠点として活動をしてきた。今後、どのように運営できるようになるのか可能性を教えて欲しい。 ・市民活動コーナーはロッカーを設けてほしい。 ・これまで市が川女連の事務所を用意していた。今後もそうしてほしい。 ・指定管理者が1つの窓口になると良い。市民活動コーナーも区役所が関わっているので、一括で管理できるようにしてほしい。
8	市民館 関係団体	地域教育会議 議長会	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・H26、27年度の社会教育委員の報告書を踏まえる必要がある。 ・指定管理化の負の面が書いていない。 ・ノウハウが伝達されない可能性があることは問題だ。 ・これまでの関係性がなくなり、市民館を支えてきた人たちが離れていくことになる。 ・指定管理業者を選ぶ側の能力が求められる。 ・もっと色々な人の意見を聞いて、書き込まないといけない。 ・専門部会でもちゃんと説明してほしい。 ・役割分担を読んで、丸投げではないと理解した。ただ、これだけの事業を行うのは大変なこと。業者選びが重要になる。間違いのない業者選びができるのか。その評価はどう行うのか。 ・図書館と市民館の導入形態の違いがわからない。むしろ市民館に直営を残すべきでは。 ・市民の意見を聞く場をしっかりと確保してほしい。 ・市民館職員は既に区役所職員という意識が強い。区に入るのは教育委員会の意識をさらにそぐことになる。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

9	市民館 関係団体	川崎市総合文化 団体連絡会	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方と調整は上手くいっているのか。単なる設備、利用頻度ではなく、今後の運営をどのようにするかが重要である。 ・指定管理者制度を導入したホールの調査を行うと良くないという結果がある。ホールに指定管理者制度を入れることは反対である。 ・事業者選定にあたっての審査の方法が見えてこない。 ・各館にはそれぞれの目的や歴史があるがそういったものを踏まえるべき。 ・指定管理者においても質を維持するように審査を行って欲しい。 ・社会教育員会は平成26・27年度で指定管理者制度について研究している経過があり、未だ導入するには課題も多く、導入するには早いとしているため、今回の指定管理者制度の導入は整合性が取れていない。
10	市民館 関係団体	川崎市PTA連 絡協議会	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの指定管理者は、ほとんど市民活動センターで一部異なる団体が管理している。異なる業者になることで、サービス内容が揃わない可能性がある。 ・業者が分かれても一定の話ができる体制が取れると良い。 ・PTAの市民館の窓口は変わらないのか。 ・マンパワーという単語が微妙だと感じる。時代にそぐわないため、他の言葉に置き換えても良いのではないか。
11	図書館 関係団体	図書ボランテ ィア連絡会議	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者導入後も現在の活動は引き続きできるのか。 ・指定管理者制度になったら直営の職員がいなくなる。館運営の関係者がいなくなる。指定管理者制度だと利用者が減る事例も見受けられる。 ・業務委託の民間企業はどういった企業なのか、図書館知識のない事業者になったりしないのか。 ・市の職員は図書館で働きたいのではないか。直営館の仕事が増える。市の職員の接客は良かった。読む気にさせてくれた。そういった良質なサービスを展開しているのになぜ指定管理者なのかもっと説明が欲しい。 ・おはなし会の運営はどうなるのか。また児童担当は設置されるのか。おはなし会の趣旨を分かっている事業者になるのか。ボランティア任せにならないか。 ・分館だと職員1人とボランティア1人でやっている。おはなし会をボランティアに丸投げしてほしくない。図書館は公共性があるはずであり、きちんと公共性を担保してほしい。委託事業者選定も慎重になってほしい。 ・民間事業者は利益追求のためサービスの質を下げてしまうのではないかとといった不安がある。外部からの評価をもらう制度が必要ではないか。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

12	図書館 関係団体	川崎の文化と 図書館を発展 させる会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方の説明には「読書活動の充実」とある。充実させるのになぜ指定管理となるのかわからない。外に出るより、多くの拠点を作ることが必要なのでは。 ・「効率的・効果的な管理運営」とあるが、今までは効率的な運営ではなかったのか。 ・職員を増やせばよいのではないか。 ・市の文化的な活動にもっと予算を割くべきである。 ・川崎市立図書館では、専門職採用をしていない。横浜のように専門職採用をすべき。 ・自腹で司書講習を受講する職員がいると聞く。そのような職員をなぜ、図書館に配置出来ないのか。専門性の維持が必要である。 ・図書館の公共性を指定管理で担保出来るのか。 ・選書は一緒に出来るのか。 ・市が指定管理者を監督するには、図書館職員の業務理解が前提であり、専門性が求められる。 ・地域とのつながりは出来るのか。親しみが欠ける気がする。 ・パブコメでは市民意見を拾う制度としては薄い。もう少し説明をしてほしい。
13	図書館 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなしたまてばこ ・図書館友の会 	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちは指定管理者導入には反対である。 ・前回の中間とりまとめとはあまりにも内容がかけ離れている。 ・私たち市民にも意見を言える機会が必要である。 ・パブコメをやっても、結論は変わらない。 ・こんな分厚い冊子の内容がすぐに決定したとは思えない。 ・なぜ、方向性だけでも発表しないのか？ ・指定管理者導入後も現在の活動は引き続きできるのか？ ・麻生区は市民館と一体だから図書館に指定管理者を入れるという理由が分からない。 ・麻生図書館がどのように変わるかイメージが持てない。 ・指定管理者の業者はどのようなイメージか。 ・直営の市の職員はどうなるのか？ ・麻生図書館の職員は現場で働きたいのではないか？ ・私たちの活動はどうなるのか？ ・児童担当の職員のような人材は設置されるのか？ ・業者が入ることにより、職員が関わるこt読み聞かせがボランティアだけになってしまうのではないか。 ・直営館に人は増やさないのか？ ・民間事業者は利益追求のためサービスの質を下げってしまうのではないか。 ・私たちの声を届ける方法はないか。

(案)

令和4年 月 日

社会教育委員会議 審議報告

目 的

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」で言及されている指定管理者制度の導入効果や導入にあたっての視点について、社会教育委員会議としての意見を取りまとめ、指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。

主な審議内容

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に対する社会教育委員会議としての意見・提言

経 過

第1回会議（6月6日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」についての教育委員会事務局からの説明及び質疑応答

6月下旬まで

社会教育委員からの意見聴取期間

社会教育委員会議専門部会への説明及び意見聴取

第2回会議（7月27日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に基づいた社会教育委員会議での意見交換

8月3日まで

社会教育委員から提言書（案）に対する意見聴取期間

第3回会議（8月8日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 計画（案）」に基づいた社会教育委員会議としての意見の取りまとめ

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 様

川崎市社会教育委員会議議長 中村 香

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言

川崎市教育委員会が決定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市市民館・労働会館管理運営計画（案）」（以下、「市民館・図書館の管理・運営の考え方等」という。）について、令和4・5年度社会教育委員会議として、検討致しました。

川崎市教育委員会は、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館の管理運営について検討し、中間とりまとめを経て、今回の考え方（案）をまとめてられました。その検討にあたっては、政策・調整会議や市議会への報告など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えます。

一方で、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの意見・指摘もあり、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったものと考えます。社会教育行政の進め方への意見として受け止めて頂きたい。また、社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し、社会教育行政を見据えた議論をしてゆくので、社会教育に関する諸計画を立案する際には、適宜適切なタイミングで、社会教育委員会議への説明を丁寧に行うことを要望します。

以上を踏まえ、教育委員会から求められた、市民館・図書館の管理・運営の考え方等について、社会教育委員会議として、次の点を提言します。

1. 指定管理者を公募するための仕様書等の作成にあたり、川崎市の社会教育の10年後20年後を見据え、公共性の担保や、地域の多様な主体と連携した取組が行われるようなしくみを検討する必要がある。
2. 指定管理者の選定にあたっては、社会教育として地域の特性を踏まえた幅広い世代を対象に、共に学び合い、共生社会を実現するような事業を展開できるように選定基準を定め、市が定める民間活用事業者選定評価委員会において、公正・公平な事業者選定を行うことが必要である。
3. 指定管理者制度の導入後の評価については、市民の声を適切に反映した評価が実施できるよう評価項目・評価内容を定めるとともに、利用者の意見聴取方法や評価結果の公開方法などは継続した検討を進め、指定管理者制度の導入後の管理運営体制については適宜見直しを図る必要がある。
4. 市、指定管理者及び地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるようなしくみを検討する必要がある。
5. 市職員と指定管理者職員が学び合い意見交換をできる勉強会の実施や研修を充実させるとともに資格取得を推進し、公共の社会教育施設としての機能を高め、市民活動に積極的に参加し、推進する人材育成に努める必要がある。

なお、今後の市民館・図書館の機能・役割についても、具体的な提案を委員から頂いているので、今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にして頂きたい。

社会教育委員からの御意見要旨

地域づくりに向けて

○地域づくりに必要な機能等について

- ・ 情報提供・課題解決に向けたパートナー・コンサルティング機能が必要である。
- ・ 地域情報にたけた人材配置と「顔の見える関係性」「問題の見える透明性」を持った機能が必要である。
- ・ 地域・行政・民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、さまざまな人が協力して地域づくりをしていく関係の構築が求められる。

今後の社会教育の事業展開について

○社会教育の定着についての意見交換等の必要性について

- ・ 市民館については、「行政の企画した事業の比率」「社会教育関係団体・市民団体が企画した比率」について常に意見交換を行うことが必要である。
- ・ 「外国の方々に向けてのセミナー」や「子育て支援のセミナー」の開催時間の変更や参加人数（参加比率）の検証に工夫が必要である。
- ・ 市民館の利用率を、会議室ごとで検証していく必要がある。

○今後の社会教育行政の制度設計にあたって

- ・ 川崎の社会教育の評価をする必要がある。
- ・ 指定管理者制度を導入していない都市の事例研究をする必要がある。
- ・ 補助執行における課題の検討する必要がある。
- ・ 現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要かの検討する必要がある。
- ・ ニーズや潜在的な課題に対応していく方針が必要である。
- ・ 「本当に必要な学び」が何かを考えて提供していくようなしくみづくりが求められる。

○ニーズの把握について

- ・ ニーズの把握する手法を検討する必要がある。
- ・ ネットでみる利用者の声の把握する必要がある。

今後の市民館・図書館の機能・役割について

（両館に共通した機能・役割について）

- ・ 人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育む施設としての役割が求められる。
- ・ 現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設としての役割が求められる。
- ・ SNSにアクセスできない利用者がアクセスできるような学びのしくみづくりが求められる。
- ・ 差別・多様性等を表現する地元芸術家の訪問、講演会、展示会開催の交渉することを行う。
- ・ パンデミックや大災害を含めた郷土史の収集、記録、公開することを行う。

(今後の市民館の機能・役割について)

- ・区内の生涯学習の全体のコーディネートをする拠点としての市民参加の事業展開が求められる。
- ・趣味的活動だけでなく、社会や川崎市の地域の課題（いじめ・平和・人権・児童虐待・ヘイトスピーチ問題、ヤングケアラーなど）を学習し、解決への推進力となる運営が求められる。
- ・市民館とこども文化センター（中学校に1か所）、まちづくり協議会、PTA、地域教育会議などとの関係づくりが重要である。
- ・市民館と大学の講義等を同一テーマで共有・連携し、一般市民への聴講することを行う。
- ・社会教育振興事業としてのデジタル・シチズンシップ教育を実施する。
- ・社会教育振興事業としてのコグトレ学習を実施する。
- ・ニーズに対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場づくりを進める。
- ・休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びの支援を行う。

(今後の図書館の機能・役割について)

- ・居場所としての館のあり方の検討が必要である。
- ・公立図書館と学校図書館との連携が求められる。
- ・子どもの居場所づくりとしてのこども文化センターとの連携が求められる。
- ・地域との関わり、居場所を求める人への使い方の周知が必要である。
- ・図書館の本を地域の店舗や医院などの絵本コーナーに貸し出す取組（選書アドバイス）を行う。
- ・図書館の選書について、多くの各部門の専門家の意見を聞いて購入・収集をする。
- ・地域住民である職員による郷土資料の収集を行う。
- ・職員が直営館に出向して「資料選定、購入、除籍、図書資料収集・保存に関する決定」業務を経験する人事交流制度が必要である。

(新しい宮前市民館・図書館の機能・役割について)

- ・「橘樹官衛群跡」の再現CGのホワイエ放映、TOQ ビジョン（田園都市線電車内広報）、YouTube 配信、かわさき GIGA スクール配信、パスファインダー等資料紹介などの開館記念事業の開催などを実施する。

人材育成について

- ・自らニーズを掘り起こしていけるような人材の育成が求められる。
- ・社会教育士の活用を図る。
- ・行政職員・指定管理者の職員等の研修体制（内容・頻度）を構築する。
- ・社会教育関係職員の力が発揮できる環境づくりを進める。
- ・図書館司書などの質を高める研修を実施する。
- ・本市OB司書による指導を行う。
- ・月1回の職員向け研修を実施する。

- ・業務の専門性を考えた業務指示としての資格の取得を進める。

○ICTの活用について

- ・市民館・図書館がスマートシティの実現に向けた、インターネット環境や設備の充実、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業展開を進めるためのコンテンツの充実を図る。

○アウトリーチについて

- ・アウトリーチによる具体的な事業展開を行う。

指定管理者制度について

○指定管理者制度の導入について

- ・経済的効率の視点だけでなく、市民学習を支援する市民館の役割を推進する体制づくりが必要である。
- ・特に図書館は、すべて（全館）を指定管理施設とせず、一部導入をする方がよい。
- ・懸念される課題への対応（郷土資料廃棄、選書、配架方法、職員雇用など）を図る。
- ・社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係性の継続に配慮する。
- ・行政（教育委員会と区役所）・指定管理者・地域の意思疎通と関係性の維持を確保する。
- ・市民館・図書館の公共性担保のチェック機能については、専門的な知識が必要である。
- ・休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用を進める。
- ・図書館は、全館への指定管理者制度導入ではなく、一館を存続させ、市の専管事項や業務分担、業務分掌の制定を行う。
- ・指定管理者制度導入における経費の削減という表現がないことは不可解である。
- ・指定管理者制度導入にあたる職員の意見聴取を行う。
- ・事例研究をした視察先の選定基準を参考にする。

○指定管理者の募集について

- ・効果的な業務要求水準書を作成する。
- ・地域に根ざしたNPOや地元企業が応募できるしくみづくりを検討する。
- ・仕様書に基づき、市のマネジメントを行う。
- ・仕様書等に指定管理者との災害時の対策及びリスク分担の位置付けを検討する。
- ・行政との連携、指定管理者同士の連携、市民との協働・連携を図る。
- ・地域の学校やこども文化センター、老人いこいの家などの福祉施設との連携を図る。
- ・地域性や地域教育会議との連携事業を行う。

○指定管理者の選定について

- ・民間事業者選定評価委員会（指定管理者選定・評価）の委員の構成を検討する。
- ・評価項目と評価内容、評価結果の公開を検討する。
- ・選定基準の明確化を図る。

○導入後の評価等について

- ・評価基準・頻度・評価者の明確化を図る。
- ・利用者による評価のしくみを検討する。
- ・行政以外の第三者による評価を検討する。
- ・各種経費情報の公開をする。

○社会教育専門部会との関係について

- ・民間事業者選定評価委員会との役割分担を検討する。

今後の労働会館・川崎市民館の運営について

○会館の利用について

- ・利用申請の検討結果の明確化を図る。
- ・減免申請の検討結果の明確化を図る。
- ・利用料金の設定の検討結果の明確化を図る。
- ・障がい者施設等で製造した物の販売のあり方を検討する。

○職員配置・組織体制について

- ・新施設の役職・担当（館長・事業担当等）の位置づけを検討する。

社会教育委員会議について

- ・社会教育委員会議の中での、学校の利用についての話し合いが行われると良い。
- ・各専門部会同士の交流が必要である。

社会教育委員会議専門部会からの意見について

- ・社会教育振興事業は昭和 24 年からの歴史があるので、仕様書に盛り込み歴史を継続してもらいたい。
- ・指定管理導入後の危機管理対応等については、検討が必要である。
- ・社会教育振興事業のノウハウが継続されるような仕組みが必要。
- ・指定管理者制度導入の際には、館だけでなく、利用者連絡会などで、一緒に考えていく場が必要。
- ・市民館・図書館なども憩いの場や居場所としての役割を果たしてほしい。
- ・市民との連携が取れるような体制が必要。
- ・生涯学習施設は、地元への愛着をどう育てていくかが課題。
- ・指定管理者制度導入後も、現場の有資格者が活躍できるような人員配置の検討が必要。
- ・業務要求水準について、どのくらいの水準を目指すのかの検討が必要。
- ・市が行うマネジメントについては、定義を明確にする必要がある。

その他の意見・質問について

- ・指定管理者制度の導入は、変えられない決定事項なのか知りたい。
- ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方」については、現状の問題点、目標が必要だが、明確に理解できない。

- ・ 文部科学省の中央教育審議会の答申は具体的な内容でないので、検討すべき内容ではない。
- ・ 市の職員の配置をなぜ民間と同じような勤務体系で対応できないのか知りたい。
- ・ 社会教育委員会議からの報告書について、今回の案の中で触れるべきではないか。
- ・ 労働会館・川崎市民館の太陽光発電設備の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・ 労働会館・川崎市民館の施設の備品(机・椅子等)の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・ 条例改正や指定管理者募集等の公表と社会教育委員会議の関わりを知りたい。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	意見	名前
1	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2「指定管理者の選定にあたっては、社会教育としてよりよい事業を展開できるような・・・」という部分をもう少し方向性を表現した方が良いと思いました。 ・提言のP3にある今後の市民館・図書館の機能・役割についての所で触れている、「人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う」という言葉を引用することで、項目3～5で触れられている指定管理者に一定の方向付けが強くなるのではないかと思います。 	渡邊信博
2	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、ここだけ、冒頭で「川崎市教育委員会として、」で始まるのはなぜか、逆に他の項目が「川崎市教育委員会として」と始まらないのはなぜか。 ・続けて、文末が他の項目の表現とは異なり、「尽力すべきである」と努力目標的な表現で結ばれているのも気になります。理由がおりならばお教えてください。 ・提言4は、他の項目と等しく、「市、指定管理者、地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるようなしくみ（または「方法」でもよい？）を検討する必要がある」としたほうがよいのではないのでしょうか。 	岩木正志
3	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のところ、”専門性のあるボランティア”との記載があるが、ハードルが高すぎて、協力者の募集が難しく感じます。”市民活動への積極的な参加者”等の表記で、継続的な市民活動の推進を望みます。 ・市民館、図書館の各々の活動ですが、実施内容が各館で異なるため、各館での取り組みの共有を行って欲しい。図書館、市民館利用者に、他区の施設利用の協力をいただき、アンケートをもらうなど、市全体の活動にしてみても如何でしょうか。 ・市民館利用団体へ、定期的に勉強会の実施をし、市民館利用=社会教育への認識を頂くようにする。 ・図書館の利用者の多くは、子供達や年配の方と聞きました。その人々間とのコミュニケーションの拡充の場としてほしい。図書館で”静かにすること”は、時代にあっているのでしょうか？また、図書館に勉強会だけの利用は、市民館の会議室の空き部屋等への検討をしてほしい 	金丸照光
4	第2回定例会	<p>人材育成についてICTの活用とあったが、人材育成について難しいこともあったのかなと思う。市民館・図書館を使うにあたって、幼少期の子供もいると思うので、社会教育のポイントというのをICTを活用することによって、そういう活動を社会教育につながっているんだよという点につなげていければ啓発につながっていくと思う。</p>	金丸照光

番号	媒体	意見	名前
5	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.前文10行目「また」の前に以下加筆 「H26、27年度報告」で「指定管理制度導入は必要なし」とし、2月委員会で提案されましたが、R4年度新メンバーでの討議は1回のみで十分協議を経ていないことも問題です。更に6月に行った「パブコメ」による市民意見の検討も十分でなく市民代表としての立場が不明確なことも問題です。 ・ 2. 提言部分での加筆 <ul style="list-style-type: none"> 2. ①「民間事業者選定委員会において」加筆「構成には※市民の委員を加えること」※図書館専門部会や各市民館部会の市民委員を加えること。 ②「公正・公平」に加えて「地域性や郷土の特色」を入れる ・ 3. 「利用者の意見聴取方法」の前に「市民の入った評価委員会を設けるなど」加筆 文末に加筆「更に、社会教委員会でも十分審議が出来る機会を与えてほしい。」 ・ 5. 加筆「川崎市の主体性を維持するために人事異動にも耐えられる継続した専任担当者を配置するなど必要です。」 ・ 6. (新項) 5年10年でなく20から30年のスパンに耐えられる管理運営のあり方を目指して提案してほしい。 	下田良一
6	第2回定例会	<p>提言書については、議長が大変苦勞して作られたものであると思うが、自分は「一方で」から始まる文書のところで、社会教育委員全員が指定管理導入の方向性に賛成しているわけでもなく、パブリックコメントを6月に実施しているので、そのことが全く触れられていないのは、いかがなものかと思っている。社会教育委員は市民の声というものも聴いて、自分なりに咀嚼して発言するという事だと思つたので、その点が引っ掛かっている。提言の2番については、公平公正な事業者を選定しようということだが、川崎市には、郷土とか地域に特徴があると思っている。南部は人権意識が高くて、北部は音楽大学があったり、文化的なものだったりそういったものが盛んなので、地域性ということも加味した業者選定・評価についても入れてもらいたいと思う。3番目についてであるが、評価して終わりということではなく、業者が適していない場合はどう変更していくかということについてもいれていけたらと思っている。それから、要望であるが、指定管理が5年ごとに見直しなどであると思うが、5年、10年というスパンではなく、20年30年という長いスパンで展望できることが大切だと思うので、とりあえず5年間やっちゃえということではなく、長いスパンでみる必要があると思うので、新たに6番として、そういうものを付け加えてもらいたい。</p>	下田良一
7	第2回定例会	<p>私は総合文化団体連絡会から選出されているので、理事に意見を求めた。文化川崎の編集長、川崎市民劇の事務局長であるセキショウゾウさんという方から意見をもらったので、いくつか紹介したい。主にこの方は演劇を55年やってこられた方なので、そういった面からである。「全国的には指定管理者制度の見直しが行われている点について全く触れられていないので、納得できない」「施設管理について業者に要望しても、仕様書の範囲外であるとか、対応できないということもある。行政に伝えても委託内容の変更で対応せざるを得ず、なかなか難しいという状況もあると聞いた」というような意見。「舞台関係者の要望として、公募制をとっているが、入札制度を適用しているので、人件費の削減により舞台門職の専門性の低下を招いている」といった問題点に対する意見をもらった。</p>	下田良一

番号	媒体	意見	名前
8	第2回定例会	<p>同じ社会教育施設であるスポーツセンターについては10年以上前に指定管理者制度が導入されている。それが入ってどのようになったか。そういったところにヒアリングするか、そのほかの関係施設にヒアリングするか、今後の市民館・図書館の指定管理をどう考えていけたらいいのか、例をあたっていけたらいいなど思っている。スポーツ施設についていうと、指定管理入れてよかった点もあるし、直した方がよいという点もある。そういったことを踏まえて仕様書だとか、選定委員会、地域の実情を取り入れてという意見もあったが、スポーツセンターも各区でそういった選定を行っているので、そういうことを参考にしながらやっていけたらよいのではないかと思う。ヒアリングして活かしていただけたらと思う</p>	丹野典和
9	意見書	<p>市民館・図書館は、まず楽しい「場」行きたくなる「場」親しみやすい「場」であることが重要であることを忘れていた。例えばキャラクターやシンボルを作成し、市民の日常生活に入り込むことを「はじめの一步」とし「あれって図書館のマークだよね」「あれって市民館のキャラクターだよね」と話題になり、認知されることを考えたい。図書館利用のきっかけづくりなればと思います。</p>	石川閣
10	意見書	<p>電子書籍の整備が必要と思われます。障害のあるかたや、高齢者、多忙な方々のためにインターネットで本が閲覧できるのはありがたい。</p>	石川閣
11	意見書	<p>指定管理者については、図書館・市民館等が、地域の知恵や知識を集約できる考えを持ち図書館関係者の間で考えるのではなく、街を巻き込んでの「ミーティング」を開催し、小さな声にも耳を傾け、新しいものを生む姿勢のある所に期待したい。地域とのつながりや世代間のつながり、ジェンダーを含め多くの人が協力し、図書館・市民館等が、「ランドマーク」となるような考えのある、可能性があるところに決まってほしい。</p>	石川閣

番号	媒体	意見	名前
12	第2回定例会	私は青少年の団体であるが、高森委員が発言されたように、社会教育委員という会議についていまいち知れ渡っていない。私は全団体の代表という立場で参加しているので、パブリックコメント等についても、知れ渡るように配布している。そのような団体からどのような意見があるのかというのは、知りたいところである。私は途中から令和3年度から入ったのだが、アンケートを取る際に男女平等の意見について10代や20代など若い世代にアンケートを取ったので幅広いところから意見をもらえたらと思う。	大津博之
13	意見書	・提言書に概ね賛成ですが、やはり仕様書や利用者の意見聴取について、もう少し具体的に書いておきたいと考えます。ただ、会議内でも御指摘いただきましたとおり、聴取方法等を具体的に書くのは時間的にも無理があると思います。そこで、「社会教育委員会議と連携し、検討を重ねた上、具体化する」といった文を入れてはいかがか。	高森康広
14	第2回定例会	議長がたたき台を作っていたのは、こういう書き方になるのはしかるべきであると考えている。地域教育会議に説明に来ていただいたときに、選定評価委員がどのような持ち方されるのか質問したときに、専門家が入るから大丈夫であると、説明があった。3番に書かれている利用者の評価、ここに書かれていることだと、意見徴収の方法、結果の方法を検討してくださいとなっているが、もう少し具体的に記載することはできないか。これだと、方法を考える、検討するというところで終わっているが、もう少し踏み込んで、こういう対象者にこういうアンケートを取るなど、具体的に描くことはできないか。	高森康広
15	第2回定例会	なかなか具体化するのは難しいと思うが、前回の会議で金丸委員からスパイラルアップの質問があったが、まずは行政サイドで規格を募って参加してもらって、その人たちに知識を得てもらって、自主事業につながるのがスパイラルアップであると思う。利用者ということばを分ける必要があるのは、講座に参加した利用者と、企画をする利用者と、同じ意見で統合されるというのは、ちょっと色が変わってくる部分であると思う。同じ利用者であるが、自主的に社会教育を展開していく人間をいかに増やしていくかというのが大事であると思う。分けて考える仕組みを考えてもらえたらと思う。	高森康広

番号	媒体	意見	名前
16	第2回定例会	議長がまとめていただいた資料で話ができて助かるのでありがたい。提言の4について、3番の評価にもつながるが、連携協働して、進められているかどうかというのはどのように可視化されているのかという点は気になっている。前回の質問に対する回答でもあったと思うが、仕様書上でどのように描かれるのかにもよると思うが、共通認識を社会教育委員会会議の中で持てたらと、可視化されたらいいのかなと思う。	井口香穂
17	第2回定例会	私も個人的に復興支援に携わっていて、地域づくりについて数値化することは難しいということは理解している。定性的になってしまう点もあると思うが、評価の視点については一緒に研究していけたらと思う。	井口香穂
18	意見書	指定管理者制度における委託契約の見直しが5年ごとであることに起因する「指定管理者職員の雇用の不安定性」が「会議」席上において複数の委員から指摘がなされた。「指定管理者職員の雇用の不安定性」への対応策として、「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験―民間企業等職務経験者―」の受験資格対象者に認めることにより、本市の正規職員転換を可能とする人事制度」を改めて提言するものである。なお、本件は、指定管理者制度下で五年勤続した職員を無条件で本市職員として任用することを目的とするものではなく、あくまでも「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験」受験資格対象者への途を開くことにより「指定管理者職員の雇用の不安定性」を改善し得ることについて提言するものである。仮に、民間企業が指定管理者となる制度化の下で正規・非正規などの雇用形態を問わず五年勤続した司書資格を保有する職員が「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験」に合格して本市職員に任用されれば、被任用者自身のインセンティブを昂揚させることが期待できるばかりではなく、被任用者による「知識・経験の継承」を通して本市の図書館サービス品質を維持・向上することにつながる。	秋元英輔

番号	媒体	意見	名前
19	意見書	<p>「ICT化が困難」であること及び「職員に求められる資質」が「コミュニケーション」である。そして、「社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係」の維持・確保について「会議」席上において複数の委員から指摘がなされた。「社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係」維持・確保に関連する「職員育成」への対応策として、「本市OB司書による指導、A.一週一回程度の館内巡回指導、B.月一回程度の職員向け研修（徹底した資料案内及び資料の収集・提供等並びにカウンターやフロアに直接地域住民に向き合うことによる総合的な図書館サービスの重要性に関する研修）」を改めて提言するものである。豊富な知識と経験に裏打ちされた本市OB司書による指導により「職員の意識」が改善され、職員全員において「知識・経験の継承」、「市民や地域人材との関係」維持・確保が可能となれば、「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】」という基本理念の具現化にも連なる。なお、OB司書による「職員育成」具体例である兵庫県三木市立図書館の事例は直営館下におけるOB司書登用であるが、指定管理者制度下における本市OB司書登用も直営館下と同等もしくはそれ以上の「知識・経験の継承」を期待し得るものである。</p>	秋元英輔
20	意見書	<p>◎地域づくりに向けて （22年前に私たちが子育ての活動を始めた頃、他区で活動していた先輩母に、相談に乗っていただいたり問題解決のための具体的なアイデアをいただいたりと助けていただきました。その後、彼女自身は市民館の職員にいろんな相談に乗ってもらったことで活動の幅を広げることができたのだと知りました。まさに20年前にスパイラルアップを生み出したのは市民館職員だったと今回改めて気づかされました。） 20年前とは状況が違う中、指定管理制度に移行する新しい時代の市民館で、スパイラルアップのために最低限必要なこと… * 提案型の企画募集 * コーディネーター職員（企画への応募者だけでなく、日常的な来訪者の声を聞き取りながら、必要に応じて助言したり既存団体や活動等につなげたりする） * 企画側スタッフのための会議スペースの提供 * コピー機や印刷機の提供（利用希望者の活動について丁寧に聞き取り、団体登録をサポート） * 広報面での協力</p>	河村麻莉子
21	意見書	<p>◎今後の市民館・図書館の機能・役割について（今後の図書館の機能・役割について） 書庫の収蔵能力には限界があるため、蔵書の管理について、除籍基準や保存方針の明文化を行った上で、蔵書評価や除籍を誰が行うのか決めておく必要がある。 また育児中も仕事を持つ家庭が増え、本をAmazon等ネット購入する人も増えている。そのような人たちが図書館とつながるために、例えば家で不要になった本を図書館に寄付すると地域通貨が発行され、地域のお店でポイントを利用できるような仕組みがあるとよい。新刊本は高いポイントがつくようにすれば、予約待ち期間の減少につながる。 本の寄付で蔵書が増えた場合は、蔵書を地域の理髪店や小児科、医院、子ども関連の施設やお店などにも団体貸出する、不要になった蔵書を寄付できるようにするなど、地域内で本が循環するようになるとうい。</p>	河村麻莉子

番号	媒体	意見	名前
22	意見書	<p>◎人材育成について</p> <p>現在多くの市施設で「参加費を取る活動についてはチラシの配架をしてもらえない」という状況がある。非営利の活動でも受益者負担分の参加費を求める場合があるが、「川崎市主催や川崎市の後援がなければ置けない」「金額が書いてあるので置けない」などとチラシ配架を断られることが多く、活動を告知すること自体が難しい場合がある。</p> <p>市民館・図書館としてどのような活動を応援してチラシ配架を認めるのか、指定管理者にも分かりやすいようにガイドライン等で示されているとよい。（スペースの問題で難しいのであれば、子育てアプリやイベントアプリでの配信を案内するなども含め。）</p> <p>また地域活動や非営利活動についての研修や学習会を、指定管理職員が定期的に受けられるとよいと思う。</p>	河村麻莉子
23	意見書	<p>市民館・図書館を、今利用していない人たちにも利用してもらうためには、空間デザインの力も必要だと思います。</p> <p>稼働率の低いお部屋を別の目的に利用できるようにしたり、ニーズに合ったスペースを新たに作ったり…。設計士さんの力を借りてリニューアルしてから、もしくはリニューアル提案も含めて、指定管理事業者に引き継ぐことができればよいのではないかと、思いました。</p>	河村麻莉子
24	第2回定例会	<p>前回実効性という言葉が出ていたが、スピード感を持ってやっていかなければいけないと思う。人材育成について金丸委員から出ていたが、すでに資料2-1の4ページに人材育成について書いてくれているが、教育、社会教育が一番大事なのは人であるので、市民の学び愛については職員の方がしっかり支えていくという意味では、2ページの5番で勉強会ということが記載されているが、もっと踏み込んでいただけたらと思う。具体的には資料2-2で、2, 10, 38, 60, 72, 133番などで、複数の委員から指定管理の職員の方の資質を高めるとか、書いていただいている。学校教育の教員というのは研究と修養で自信を高めるというのが法的にも保証されているが、社会教育でもより重要であろうと、今、資料2-1の5番では公共の社会教育施設としての機能を高めるしくみとなっているが、前段階として施設運営を担うために資質能力を高め、市民とかかわるのだと、実際に市民と接する職員の方が生き生きと働いていただいて、それが市民のためにもなるというそんなところまで踏み込んでいただくとありがたいのかなと。</p>	丹間康仁

番号	媒体	意見	名前
25	意見書	1) 議長名で提言することを第1回定例会では確認していない。教育委員会の諮問に応じて意見を出すことは社会教育委員会の責務であるが、社会教育委員への事前の説明なくして第2回定例会において突然、提言案が出てくるプロセスについて教えてほしい。そもそも今回は教育委員会側からの諮問があったという理解でいいのか。議長はなぜ事前に提言を議長名で出したいと事前に社会教育委員に諮らなかったのか。諮らないでいいと考えたのであれば、その判断の根拠を教えてほしい。	和田悠
26	意見書	2) 「今後の市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」の検討について、「政策調整会議や教育委員会会議など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えられます」とある。「考えられます」という曖昧な表現にしているのはなぜなのか。必要なプロセスを踏んで市としての意思決定をしたものだと判断するのであれば断定すべきである。なお、私の145、147の意見に対して川崎市の社会教育委員会からの返答がある。そこでは市民意見を聴取している事実も書かれている。市としての意思決定がどのようなものであったのかをしっかりと社会教育委員会として確認し、それが正当なものであるならば、それを追認することが必要にもかかわらず、この点についての記述が浅く、しかも「考えられます」という仕方でお茶を濁すのは、社会教育委員会の品位に関わる。反対意見も根強くあるが、必要な合意形成へのプロセスを市が踏んでいると議長が、社会教育委員会会議が判断しているのであれば、そう書くべきであり、その際に判断の根拠について明確かつ詳細に書き込むことが必要である。	和田悠
27	意見書	3) 「既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強く、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません」とあるが、これも曖昧な書き方であり、社会教育委員会全体の意向を反映しきれていない。指定管理者制度に対して否定的な見解や問題視する意見も根強くあると書き込むべきではないか。 また、①既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強いことと、②社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは、基本的に別の事柄である。社会教育委員会議の教育行政における位置づけに問題があるから、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘が根強いわけではない。指定管理者制度導入に対しての否定的ないし問題視する意見が根強くあることは事実としてしっかりと認めた方がいい。曖昧にしない方がいい。それとは別に、これまでの社会教育委員会のあり方に問題があったとすれば、そのことをそのこととして問題にすべきだ。	和田悠

番号	媒体	意見	名前
28	意見書	4) 「社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません」とあるが、具体的にどのような改善点があるとの認識しているのか、それを教えてほしい。この点についても社会教育委員会議で十分な議論を尽くしていない。そうであるにもかかわらず、この文章が提言に盛り込まれることは承服し難い。したがって、「社会教育行政の進め方とへの意見として受け止めて頂きたいです」との記述もその意味内容が判然としない。社会教育行政の進め方の何が問題であると議長は捉えているのか、どうそれを改善すべきかについても見通しもあるならば示してほしい。	和田悠
29	意見書	5) 翻って「社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し」、とあるが、議長は会議の在り方の何が問題であると指摘しているが、改善点を指摘するのに必要なプロセスを踏んだのかどうか。それを明らかにしてほしい。判断の根拠を示してほしい。	和田悠
30	意見書	6) 『平成26年度・27年度 川崎市社会教育委員会会議研究報告書』で指定管理制度について当面の導入の必要性はないとしている。社会教育委員会議の継続性の観点から、今回の提言とこの研究報告書との関係について明確にすべきである。研究報告書の結論とは違う提言を行うのであれば、その経緯について提言のなかで説明する必要がある。	和田悠
31	意見書	1) 「さて、」で始まっているが、この接続詞は、前の内容を軽く区切って、新しい内容を述べたい場合に使うものである。前文を踏まえて、具体的な提言がなされなければ、前文の意味もない。提言を支える前提としての前文という位置づけではないのか。この点についての見解を求めたい。	和田悠
32	意見書	2) 市民館・図書館の管理・運営の考え方について、「社会教育法に則る」という文言を加えてほしい。指定管理者制度を導入するのであれば、なおさら、社会教育行政の基本的な指針は社会教育法に求められるべきことを明確にしておきたい。	和田悠

番号	媒体	意見	名前
33	意見書	3) 指定管理者制度を導入した結果、社会教育の質が必ずしも向上しなかった、ないしは悪化した場合には、従来の直営方式に戻すことも検討すること明記してほしい。	和田悠
34	意見書	4) 「社会教育委員からの御意見要旨」に関しては、多様な意見がランダムに入っており、理念的なものから具体的なものまで意見の階層もバラバラである。これでは今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にはならない。今回の提言では、指定管理制度を導入するのであればという前提で、こういう点に導入にあたっては留意してほしいと、おおよその方向を伝えることとし、詳細は別途、社会教育委員会で十分に議論し、追加として具体的な提言をあげるほうがいいのではないだろうか。指定管理者制度の導入ということで社会教育委員会がそれを承認するのであれば、より良い指定管理者制度のための意見や提言を社会教育委員会が調査研究するプロセスが必要になってくるのではないだろうか。	和田悠
35	意見書	最後に今後の社会教育委員会の運営の方法について申し添える。教育委員会と社会教育委員会議の間に十分な意思疎通や連携が必要なことは言うまでもない。他方で、市民の集まりである社会教育委員会議は、社会教育行政に従属するものではなく、異議申し立ても含めて、社会教育行政に対して意見や提言する会議である。それゆえ、教育委員会と社会教育委員会議の間に一定の緊張感が必要であり、完全に一体的になってしまえば、社会教育委員会議の存在意義は見えなくなる。 社会教育委員会議は教育委員会からの諮問をしっかりと受け止め、実質的な議論をすることで、川崎の社会教育行政に市民の声を反映させて、社会教育行政を自治的に運営することに対して責任を果たす必要がある。その点で議長は徹底的にフェアな議事運営を心がける必要がある。今回の提言の提出や会議の取りまとめ方について、いささか性急で乱暴だと考える。指定管理者制度の導入を市が検討しているからこそ、また私には議長はその点について強力な推進派であるとみえるが、そうであればなおさら丁寧な説明（会議の事前事後を含む）と議事進行を心がけてほしい。	和田悠

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び
「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」策定までの経過

令和元年

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』

- 6月21日 令和元年度第2回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告
- 10月3日 令和元年度第5回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告
- 11月13日～12月23日 かわさき市民アンケート
- 11月22日 令和元年度第6回川崎市社会教育委員会議 定例会にて市民意見聴取の取組について報告
- 12月1～22日 図書館に関する市民意見聴取（アイディアミーティング）

令和2年

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』

- 1月30日 令和元年度第7回川崎市社会教育委員会議定例会にて検討状況の報告
- 2月6日 基本的な考え方 政策・調整会議（庁内）
- 2月6日 基本的な考え方 教育委員会会議にて決定
- 2月14日 基本的な考え方 市議会文教委員会にて報告
- 2月18日 基本的な考え方 令和元年度第8回川崎市社会教育委員会議定例会にて報告
- 6月16日～7月28日 基本的な考え方 各専門部会説明
- 6月25日 基本的な考え方 令和2年度第1回社会教育委員会議定例会にて検討状況について報告

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間とりまとめ』

- 7月17日～31日 市民館に関する市民意見聴取（グループヒアリング）
- 8月23日 市民館に関する市民意見聴取（市民館フォーラム）
- 8月3日～9月4日 図書館のあり方に関する懇談会
- 11月10日 中間とりまとめ 政策・調整会議（庁内）
- 11月10日 中間とりまとめ 教育委員会会議にて決定
- 11月12日 中間とりまとめ 市議会文教委員会にて報告
- 11月17日 中間とりまとめ 令和2年度川崎市社会教育委員会議臨時会にて説明
- 11月～ 中間取りまとめ 各団体説明
- 12月3日 図書館のあり方に関する懇談会
- 12月3日～12月11日 中間取りまとめ 各専門部会説明

令和3年

●「今後の市民館・図書館のあり方」

- 1月20日 あり方（案） 政策・調整会議（庁内）
- 1月26日 あり方（案） 教育委員会会議にて決定
- 1月28日 あり方（案） 市議会文教委員会にて報告
- 1月29日～3月1日 パブリックコメントの実施
- 3月23日 あり方 教育委員会会議にて決定
- 3月29日 あり方 政策・調整会議（庁内）
- 4月28日 あり方 市議会文教委員会にて報告
- 4月28日 令和2年度第9回川崎市社会教育委員会議定例会にてパブリックコメント結果報告

●（仮称）川崎市民館・労働会館関係

- 2月24日 令和2年度川崎市社会教育委員会議 第7回定例会にて川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画について資料提供
- 6月～7月 （仮称）川崎市民館・労働会館、新しい宮前市民館・図書館のサウンディング型市場調査の実施
- 7月～11月 （仮称）川崎市民館・労働会館ワークショップ
- 11月～12月 （仮称）川崎市民館・労働会館オープンハウス型説明会

令和4年

●「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」に関する中間とりまとめ

- 1月25日 中間取りまとめ 教育委員会会議にて決定
- 1月27日 中間取りまとめ 市議会文教委員会・総務委員会にて報告
- 2月～ 中間取りまとめ 各団体説明
- 2月4日 中間とりまとめ 令和3年度川崎市社会教育委員会議 第6回定例会にて報告

●「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」

- 4月22日 民間活用調整委員会（庁内） 指定管理者制度導入の適否を判断
- 4月28日 民間活用事業者選定評価委員会（外部有識者） 指定管理者制度導入の適否を判断
- 5月24日 考え方（案） 政策・調整会議（庁内）
- 5月24日 考え方（案） 教育委員会会議にて決定
- 5月26日 考え方（案） 市議会文教委員会にて報告
- 5月27日 考え方（案） 市議会総務委員会にて報告
- 6月1日～30日 パブリックコメントの実施
- 6月～ 考え方（案） 各団体説明
- 6月6日 考え方（案） 令和4度第1回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告・協議